

死因究明等推進計画検討会(第4回)

日 時 令和2年 12 月 21 日(月)13:00～15:00

場 所 AP 新橋 3階 会議室 A
(オンライン開催)

議事次第

○ 開会

○ 議事

1. 死因究明等推進計画検討会報告書 骨子案について

2. その他

○ 閉会

<配付資料>

資料 死因究明等推進計画検討会報告書 骨子案

<参考資料>

参考資料1 警察庁提出資料

参考資料2 死因究明等推進地方協議会の現状について

参考資料3 日本医師会提出資料 都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部
会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

参考資料4 死因究明等推進計画(案)に掲げる施策について(見え消し)

死因究明等推進計画検討会報告書 骨子案

はじめに

論点① 冒頭に、これまでの経緯・背景や根拠法令・旧計画等について、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

- ・死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）は、国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与するものであり、高い公益性を有するものである。近年の高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴う死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威、大規模災害の発生リスク等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっている。
- ・しかし、これまで、我が国では死因究明等の重要性が必ずしも十分に認識されておらず、十分な体制が取られているとは言い難い状況にあり、その実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題である。
- ・死因究明等に関する施策については、犯罪死の見逃しの問題等を背景に平成24年に成立した「死因究明等の推進に関する法律」（2年間の時限立法。以下「旧法」という。）に基づき、平成26年に「死因究明等推進計画」（以下「旧計画」という。）が閣議決定され、これまで、関係府省庁は旧計画に基づき、各種施策を進めてきた。
- ・こうした中、令和元年6月に「死因究明等推進基本法」（以下「法」という。）が成立し、令和2年4月1日に施行された。法は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めたものである。
- ・本計画は、法第19条に基づき、死因究明等に関する施策について必要な事項を定め、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、策定するものである。

1 現状と課題

論点② 死因究明等を巡る現状と課題について、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

(1) 現状

- ・ 死亡数及び死亡率の年次推移、将来推計（全国、都道府県別）
- ・ 死亡場所の推移（全国）
- ・ 警察における死体取扱状況（都道府県別）、海上保安庁における死体取扱状況
- ・ いわゆる警察協力医等の状況（都道府県別）
- ・ 大学における解剖の実施状況（都道府県別）
- ・ 大学の法医学教室の教員等の状況（都道府県別）
- ・ 死因究明等推進地方協議会の設置状況、行政評価局アンケート調査結果

(2) 課題

- ・ 法医学者・検案医等の法医学に携わる医師の人材確保、死体検案・死亡時画像診断等に携わる人材の育成・資質の向上、大学における歯学教育・薬学教育の内容の充実
- ・ 大学間・学部間の連携による教育研究拠点の整備推進
- ・ 各地方公共団体における死因究明等推進地方協議会の設置や情報共有・議論の活性化
- ・ 大規模災害時を見据えた検案・身元確認の体制の確保、検案医等の処遇の確保
- ・ 法医学者・検案医が公衆衛生の向上・増進等のために必要と判断した薬毒物検査・感染症検査・死亡時画像診断・解剖等の実施体制の充実
- ・ 検案・解剖情報や歯科診療情報のデータベースの構築・活用、CDR への活用
- ・ 死亡に関する統計や死亡診断書（死体検案書）の在り方（様式改訂、電子的な提出）の検討

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(1) 死因究明等の到達すべき水準

論点③ 法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等の到達すべき水準」について、法第 3 条第 1 項における位置付けを踏まえ、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われる社会を実現するために満たすべき事項として、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

- ・死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。
- ・必要と判断された死因究明等が、死者及び遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。
- ・全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。
- ・死因究明の成果が、死者及び遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等の拡大・再発の防止等にも寄与すること。

(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方

論点④ 法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項」について、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策を中心とした方向性や、死因究明等の各実施主体の責務、計画の対象期間の目安等、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

- ・死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。
- ・国は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。
- ・地方公共団体は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地

1 域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、当該施策の
2 実施を推進し、実施状況を検証・評価するための死因究明等推進地方協議会
3 を設けるよう努めることが求められる。

4 ・大学は、法の基本理念にのっとり、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」
5 に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の
6 育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めることが求められる。

7 ・国及び地方公共団体のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その
8 他の死因究明等に関係する者は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に
9 記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相
10 互に連携を図りながら協力することが求められる。

11 ・「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特
12 に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、計画策定後3年程
13 度を目安とする。

3 死因究明等に関し講ずべき施策

論点⑤ 法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等に関し講ずべき施策」について、法第 10 条から第 18 条に掲げられた基本的施策ごとに、可能な限り達成目標・達成時期を提示しつつ、担当省庁名を明記した上で、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

議論の便宜上、施策ごとに以下の凡例の通り記号を付記。最終的には「・」等に統一する。

- ：旧計画の継続・更新施策
- ◎：新規施策
- ◆：再掲

(1) 死因究明等に係る人材の育成等

(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)

- 大学における死因究明等に係る教育推進のための取組の継続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）
- 死因究明等に係る人材育成に資する医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムの検討及びその内容の各大学への周知による人材育成の促進（文部科学省）
- 死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び技術向上（厚生労働省）
- 死体検案研修（基礎）への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホームページ等で提供（厚生労働省）
- 異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）
- 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び海上保安官等の積極的な参画並びに死体検案研修等に対する事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）
- 検査や解剖結果について、検案や読影を行った医師へ、捜査に支障の生じない範囲で提供（警察庁、海上保安庁）
- 死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）
- 小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして、死亡時画像診断の有用性等を検証し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省）

- 1 ○死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）
2 ○関係団体と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る研修実施につ
3 いて各大学へ要請（文部科学省）
4 ○都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及
5 び海上保安官等の積極的な参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する事例
6 紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）
7 ○医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係る教育事例等について各大
8 学への積極的な紹介（文部科学省）
9 ◎死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性につい
10 て、医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等における周知
11 （文部科学省）

12 13 **（警察等の職員の育成及び資質の向上）**

- 14 ○検視官等に対する教養（研修）の内容の充実（警察庁）
15 ○警察の全国会議における発表等を通じた好事例、効果的な取組等に関する情
16 報の共有（警察庁）
17 ○法医学教室等における研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保
18 安部署への配置の拡充（海上保安庁）
19 ○鑑識官等に対する研修の内容の充実（海上保安庁）
20 ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び海
21 上保安官等の積極的な参画並びに死体検案研修等に対する事例紹介等の協
22 力（警察庁、海上保安庁）（再掲）
23 ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及
24 び海上保安官等の積極的な参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する事例
25 紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲）

26 27 28 **（2）死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備**

- 29
30 ○大学における死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継
31 続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）
32

33 34 **（3）死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備**

- 1 ○地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を要請（厚生
2 労働省）
- 3 ○地方公共団体に対し、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
4 専門的機能を有する体制の整備を要請（厚生労働省）
- 5 ○地方の関係機関・団体に対する死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向
6 けた協力の指示・要請（厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、
7 海上保安庁）
- 8 ○各地方公共団体の施策形成等の取組の指針となるマニュアルの策定・提示、
9 地方公共団体ごとの計画の策定の要請（厚生労働省）
- 10 ◎各地方公共団体における検案・検査・解剖の実施体制等に関する実態調査の
11 実施（厚生労働省）
- 12 ◎地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
13 専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）
- 14 ○日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材
15 派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、
16 文部科学省、海上保安庁）
- 17 ○日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワ
18 ーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協
19 力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）

22 (4)警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 24 ○今後見込まれる死者数の増加に対応すべく、一層効率的かつ効果的な検視官
25 の運用について検討を実施（警察庁）【P】
- 26 ○司法解剖経費及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費について日本法
27 医学会と調整しながら必要な検討を実施（警察庁）
- 28 ○必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の
29 体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）
- 30 ○死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師
31 会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）
- 32 ○死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警
33 察庁、海上保安庁）
- 34 ○身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって DNA 型情報及び
35 歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運

1 用（警察庁）

2 ○身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定が適切に実施できるよ
3 うに鑑定体制を整備（警察庁）

4 ○検視等を担当する鑑識官の整備による検視等の実施体制の充実（海上保安庁）

5 ◆法医学教室等における研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保
6 安部署への配置の拡充（海上保安庁）（再掲）

7 ○死体取扱業務に必要な資機材等の整備（海上保安庁）

8 ○死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を図るため、都道府県医師会、
9 法医学教室等との協力関係の強化・構築（海上保安庁）

10 ○身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施できるよ
11 う、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・
12 構築（海上保安庁）

13 ○検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化の検討（法務省、警察庁、海上
14 保安庁）【P】

17 (5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

19 (検案の実施体制の充実)

20 ◆日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材
21 派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、
22 文部科学省、海上保安庁）（再掲）

23 ◆死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び
24 技術向上（厚生労働省）（再掲）

25 ◆死体検案研修（基礎）への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホ
26 ームページ等で提供（厚生労働省）（再掲）

27 ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修
28 会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲）

29 ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を撮影
30 する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）（再掲）

31 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
32 専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲）

33 ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するな
34 どして、死亡時画像診断の有用性等を検証し、その結果に基づき死亡時画像
35 診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働

1 省) (再掲)

2 ◆検査や解剖結果について、検案や読影を行った医師へ、捜査に支障の生じな
3 い範囲で提供 (警察庁、海上保安庁) (再掲)

4 ○検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
5 活用した費用の支援 (厚生労働省)

6 ○検案書発行料等の費用負担の在り方についてこれまでの検討結果のとりま
7 とめ、地方公共団体への還元、引き続き研究を推進 (厚生労働省)

8 ○死亡診断書 (死体検案書) の様式の見直し、死亡診断書 (死体検案書) の電
9 子的交付の実現に向けた検討 (厚生労働省)

10 ◎検案医が法医に相談することができる体制の構築 (厚生労働省)

11 ○地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の
12 活用等を通じて協力するよう大学に要請 (文部科学省)

14 (解剖の実施体制の充実)

15 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
16 専門的機能を有する体制の整備への支援 (厚生労働省) (再掲)

17 ◎死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の
18 支援 (厚生労働省)

19 ◆検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
20 活用した費用の支援 (厚生労働省) (再掲)

21 ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の
22 活用等を通じて協力するよう大学に要請 (文部科学省) (再掲)

25 (6) 死因究明のための死体の科学調査の活用

27 (薬物及び毒物に係る検査の活用)

28 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る
29 専門的機能を有する体制の整備への支援 (厚生労働省) (再掲)

30 ◆死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の
31 支援 (厚生労働省) (再掲)

32 ◆検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を
33 活用した費用の支援 (厚生労働省) (再掲)

34 ◎薬毒物検査の実施に必要な標準品を提供することを可能とする枠組みの検
35 討 (厚生労働省)

- ◆必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）（再掲）
- 簡易検査キットを用いた予試験の徹底や複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実、必要な定性検査の確実な実施（警察庁）
- ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲）
- 必要な薬毒物に係る定性検査の確実な実施（海上保安庁）
- ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）

（死亡時画像診断の活用）

- ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲）
- ◆死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援（厚生労働省）（再掲）
- ◆検案において必要とされた検査・解剖について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲）
- ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を撮影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）（再掲）
- ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして、死亡時画像診断の有用性等を検証し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省）（再掲）
- ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲）
- ◆死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警察庁、海上保安庁）（再掲）
- ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）

（7）身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ◆日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワ

1 一ク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協
2 力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）（再掲）

3 ◆身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たって DNA 型情報及び
4 歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運
5 用（警察庁）（再掲）

6 ◆身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定が適切に実施できるよ
7 うに鑑定体制を整備（警察庁）（再掲）

8 ○大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会が可能となるよう、
9 日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるな
10 ど、平素から所要の準備を進める。（警察庁）

11 ○電子カルテ等に歯科診療情報の標準化に必要な口腔診査情報標準コード仕
12 様を実装できるよう周知等を実施、口腔診査情報標準コード仕様等の歯科診
13 療情報による身元確認に活用できるデータベースの構築について検討を実
14 施（厚生労働省）

15 ◆身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を確実に実施できるよ
16 う、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・
17 構築（海上保安庁）（再掲）

20 (8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

22 (死因究明により得られた情報の活用)

23 ○死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報（警察庁、海上保安庁）

24 ○異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例をデー
25 タベースに収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に
26 活用、製品事故等の社会的問題を発見した場合の関係行政機関への速やかな
27 連絡（厚生労働省）

28 ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修
29 会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲）

30 ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催、死体検
31 案研修等に対する事例紹介等の協力（警察庁）（再掲）

32 ◆死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）（再掲）

33 ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及
34 び海上保安官等の積極的な参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する事例
35 紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲）

- 1 ◆検査や解剖結果について、検案や読影を行った医師へ、捜査に支障の生じな
2 い範囲で提供（警察庁、海上保安庁）（再掲）
3 ◆死亡診断書（死体検案書）の様式の見直し、死亡診断書（死体検案書）の電
4 子的交付の実現に向けた検討（厚生労働省）（再掲）
5 ◎子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、
6 活用等の仕組みについて検討（厚生労働省）

7 8 **（死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進）**

- 9 ○司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等について、捜査
10 への影響等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を実施（警察庁、法務
11 省、海上保安庁）
12 ○犯罪捜査の手術が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプラ
13 イバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等
14 に対し丁寧な説明を実施（警察庁、海上保安庁）
15 ○解剖結果等の専門的知識を要する事項について、解剖を行った医師等に説明
16 を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応を実施（警察庁、海上
17 保安庁）
18 ○死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにより、解剖結果等の専門的知識
19 を要する事項について医師が説明すべき旨を医師会等を通じて周知（厚生労
20 働省）

21 22 23 **（9）情報の適切な管理**

- 24
25 ◎死因究明等により得られた情報について、死者及びその遺族等の権利利益等
26 に配慮して、適切に管理されるよう、ルールの作成、取り扱う者への周知徹
27 底等、必要な施策を実施（関係省庁）【P】

4 推進体制等

法第 19 条第 2 項において本計画で定めることとされた「死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項」について、以下のような内容を基本として記載してはどうか。

(1) 推進体制と計画の見直し

- ・各省庁の施策について、少なくとも毎年 1 回フォローアップをし、必要な改善方策について各省庁が検討する機会を設けること。
- ・法第 19 条の規定に基づき、本計画策定後 3 年に 1 回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこと。

(2) 中長期的な課題について

※本計画の対象期間経過後も継続して検討することが必要な中長期的な課題等について、記載する。

警察があらかじめ身元確認の協力等を依頼している歯科医師数（令和2年4月1日現在）

都道府県	非常勤の 公務員	左記以外で事前に 登録等を行 っている医師	嘱託・登録等は していないが 協力を事前に 依頼している医師	左記合計	補償の根拠		
					条例等	民間保険	
北海道	0	0	1,163	1,163			
東北	青森	0	27	523	550		
	岩手	0	17	1	18	○	
	宮城	1	26	0	27	○	
	秋田	18	0	1	19	○	
	山形	0	36	0	36	○	
	福島	0	0	938	938	○	
警視庁	0	1	92	93			
関東	茨城	0	127	0	127		○
	栃木	1	29	0	30	○	
	群馬	56	0	0	56	○	
	埼玉	0	133	0	133	○	
	千葉	0	89	0	89		
	神奈川	0	124	0	124		
	新潟	0	0	330	330		
	山梨	0	0	0	0		
	長野	0	38	0	38		
	静岡	0	68	1,642	1,710		
中部	富山	0	19	0	19		
	石川	0	63	0	63		○
	福井	0	80	0	80	○	
	岐阜	0	79	0	79		○
	愛知	0	80	0	80	○	
	三重	44	0	0	44	○	
近畿	滋賀	0	25	0	25		
	京都	25	0	0	25	○	
	大阪	0	41	1	42		
	兵庫	0	49	0	49		○
	奈良	0	108	1	109		○
	和歌山	0	1	593	594		
中国	鳥取	0	293	0	293		○
	島根	0	0	0	0		
	岡山	0	1,034	0	1,034		○
	広島	0	0	59	59		
	山口	0	54	766	820		○
四国	徳島	0	63	0	63		○
	香川	0	530	0	530		○
	愛媛	0	75	0	75		○
	高知	0	0	192	192		
九州	福岡	0	0	0	0		
	佐賀	0	28	0	28		○
	長崎	0	26	0	26	○	
	熊本	0	30	0	30		○
	大分	0	73	0	73		
	宮崎	0	0	9	9		
	鹿児島	0	41	0	41		○
沖縄	0	0	0	0			
合計	145	3,507	6,311	9,963	11	16	

※ 都道府県警察から警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

都道府県別歯牙鑑定謝金執行状況（令和元年度）

都道府県		件数	金額
北海道		68	904,555
東北	青森	6	86,640
	岩手	6	95,390
	宮城	4	72,460
	秋田	18	277,810
	山形	3	54,590
	福島	1	11,580
警視庁		55	695,085
関東	茨城	9	100,290
	栃木	0	0
	群馬	13	176,600
	埼玉	0	0
	千葉	2	38,110
	神奈川	94	1,879,585
	新潟	0	0
	山梨	0	0
	長野	8	142,080
	静岡	1	12,210
中部	富山	16	194,460
	石川	7	87,500
	福井	14	140,270
	岐阜	5	56,190
	愛知	50	693,170
	三重	14	173,080
近畿	滋賀	6	75,290
	京都	38	302,120
	大阪	37	838,200
	兵庫	0	0
	奈良	13	191,580
	和歌山	6	94,680
中国	鳥取	11	119,360
	島根	11	132,860
	岡山	0	0
	広島	9	97,610
	山口	49	560,250
四国	徳島	0	0
	香川	9	130,370
	愛媛	23	325,270
	高知	3	43,620
九州	福岡	4	30,120
	佐賀	21	298,380
	長崎	6	105,020
	熊本	0	0
	大分	9	126,360
	宮崎	17	225,540
	鹿児島	27	388,110
	沖縄	3	36,630
合計		696	10,013,025

※ 都道府県警察から警察庁刑事局犯罪鑑識官に報告のあったもの。

都道府県別身元不明死体の状況

都 道 府 県		身元不明死体票 令和元年作成数	身元不明死体票 令和元年末現在保管数
北 海 道		27	628
東 北	青 森	10	216
	岩 手	5	165
	宮 城	10	289
	秋 田	10	160
	山 形	4	101
	福 島	3	228
警 視 庁		121	3,317
関 東	茨 城	11	362
	栃 木	6	228
	群 馬	0	125
	埼 玉	22	975
	千 葉	56	1,261
	神 奈 川	55	1,594
	新 潟	8	324
	山 梨	20	777
	長 野	9	180
	静 岡	29	780
中 部	富 山	1	61
	石 川	7	219
	福 井	10	226
	岐 阜	4	220
	愛 知	35	930
	三 重	6	244
近 畿	滋 賀	6	175
	京 都	12	378
	大 阪	52	3,256
	兵 庫	21	1,021
	奈 良	3	216
	和 歌 山	13	304
中 国	鳥 取	1	46
	島 根	4	81
	岡 山	1	145
	広 島	12	202
	山 口	3	178
四 国	徳 島	1	100
	香 川	2	106
	愛 媛	6	161
	高 知	4	113
九 州	福 岡	13	547
	佐 賀	1	65
	長 崎	4	135
	熊 本	6	105
	大 分	1	97
	宮 崎	3	83
	鹿 児 島	9	147
	沖 縄	4	142
合 計		651	21,413

※ 都道府県警察から犯罪鑑識官に報告のあった「身元不明死体票」の作成数を身元不明死体の数として計上している。

死因究明等推進地方協議会の現状について

第1 現状

- 39都道府県で設置・開催済み。
- 国（内閣府）から都道府県に対し、把握すべきデータや協議事項等について、具体的な提示はなし。

第2 地方協議会において示されているデータの例

(1) 基本的なデータ

- ① 人口動態統計
死因分類別 死亡数・構成割合・死亡率（人口10万対）、年齢別死者数、死亡場所等
- ② 検案医の数、検案実施数
- ③ 検視官臨場率、死体取扱数、解剖件数、CT実績等
- ④ 法医学教室の体制、解剖実施件数

(2) 個別の論点

入浴関連死、高齢者死亡事例、小児死亡事例、死体専用CTの設置、熱中症、実際の大規模災害（地震、大雨等）発生時における対応、等

第3 地方協議会の協議事項例

(1) 大阪府

- 現状と課題を整理
～4点の課題：①多死高齢社会への対応、②府域全体の死因調査体制の再構築、③穏やかな看取りへの対応、④犯罪の見逃し防止への対応
- 協議会の意見を取りまとめるとともに工程表を作成
- 各種取組を実施し、協議会において施策の取組状況等を確認

(2) 高知県

- 現状と課題を整理
- 「高知県における死因究明等の推進のために取り組むべき重点項目」を作成
- 毎年協議会を開催し、各機関の取組状況等を確認

(3) その他、滋賀県も、協議会としての提言を発信するなど積極的に活動。

第4 予定

- 厚生労働省で、地方協議会の手引きを作成する予定。

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

都道府県	[部会もしくはこれに準じる組織]の設置状況		部会員数	既存の組織		地域で検視立ち会いに従事する医師			選任方法、委嘱手続き		検視立会い業務に従事する医師の名簿		検視立会い業務に係る報酬、身分保障等			
	◎…有 (掌握業務に検視立会を含む) ○…有 ×…無 (予定なし) △…無 (予定あり)	組織の名称 設置予定の時期等		有無	一本化 併存	医師数	部会に所属する医師の割合または数		イ 医師会、部会等に警察本部から依頼 ロ 医師会、部会等に各警察署から選任の依頼 ハ 医師個人・医療機関に直接、警察署、警察から依頼	任命者 イ 警察本部長 ロ 警察署長 ハ その他	作成の有無	名簿の管理	報酬額、支払基準等	災害時の補償	待遇等に関する協議の有無、具体的な状況	
北海道	◎	北海道警察医会	122	[有]	(回答なし)	85名	85名	100.0%	イ、ロ	イ	[有]	・北海道警察医会事務局	・日額報酬5,000円	・北海道警察非常勤職員としての身分を適用。 ・災害等に遭遇の場合は、公務災害補償等に関する条例等の定めによる。	[有]	・北海道警察非常勤職員として1年間任用(会計年度)。 ・継続任用可能、守秘義務が課される。
青森県	×	設置予定なし	—	—	—	不明			ニ	ハ	不明	・不明	・不明	・不明	[無]	
岩手県	◎	岩手県医師会警察医・検案医委員会	23	[有]	併存	40名	40名	100.0%	ニ	(回答なし)	[有]	・警察、医師会双方	(回答なし)	(回答なし)	(回答なし)	
宮城県	○	警察活動に関する協力検討委員会	8	[有]	併存	29名	3名	10.3%	ハ	ロ	[有]	・警察	・月額2万円。検案料は別	・地方公務員に準じた補償	[無]	・警察医会の独立性を尊重し、医師会から介入干渉はしていない。
秋田県	○	秋田県医師会死因調査研究委員会	5	[有]	併存	(回答なし)			ハ、ニ	ロ	[有]	・県警	(回答なし)	(回答なし)	(回答なし)	
山形県	◎	山形県医師会警察・検案医部会	20	[有]	併存	20名	20名	100.0%	ハ	イ	[有]	・警察	・一体あたり3,000円	・保険あり(詳細は不明)	[有]	・当委員会で協議している(部会の中に警察・検案医委員会を設置している)。
福島県	◎	福島県医師会警察協力医委員会 福島県医師会警察協力医連絡協議会	8	[有]	併存	85名	30名	35.3%	ロ	イ	[有]	・警察医会 ・福島県警察本部刑事部捜査一課 ・警察医(全体) ・福島県警察本部警務部留置管理課	・一体あたり3,000円	・公務災害に準ずる	[無]	
茨城県	◎	茨城県医師会警察医部会	80	[有]	一本化	80名	32名	40.0%	イ	イ	[有]	・警察が管理(情報は医師会と共有)	・① 1体5300円 特殊死体(腐敗、損傷、出欠、炭化)や深夜の場合 ・② 1体3200円 ①以外	・死亡保証金;1000万円 ・入院;5000円/日、通院;3000円/日	[無]	
栃木県	○	警察医・協力医連絡協議会	14	[有]	併存	35名	10名	28.6%	イ、ロ	イ、ロ	[有]	・警察	・月額1万円、一体あたり3,000円	・不明	[有]	・※警察医・協力医連絡協議会を年1回開催しており、県警へ検視官の派遣を依頼している
群馬県	×	設置の予定はない(※群馬県警察本部内に群馬県警察医会事務局があるため。)	—	—	—	不明	133名	不明(検視総数の58.5%)	イ	イ	[有]	・県警察医会と県警察両方で管理。年一回名簿発行。	・特に取り決めはありません。(家族からの支払い額は)一体当たり30,000円以上のことがほとんどです。	・補償の取り決めはありません。原則、危険な場所での検視は行いません。安全な場所、警察署、多数の場合、体育館などで行います。	[有]	・年に数回の警察医会理事会で協議事項がある場合、協議を行っています。最近協議事項はありません。
埼玉県	◎	埼玉県医師会警察嘱託医会	96	[無]		210名	92名	43.8%	ロ	イ	[有]	・警察、医師会	・腐敗損壊死体、深夜早朝、休診日に警察署、現地に行き立ち会いを行った際に一体あたり3,000円の立会謝金を支給	・特になし。	[有]	
千葉県	△	本年度中に発足予定(※準備を進めているが年度内は難しい状況。県内の各警察医との連絡体制はとられている。)	—	—	—	109名			イ	イ	[有]	・千葉県医師会	(回答なし)	(回答なし)	[有]	

[令和2年4月の調査をもとに日本医師会においてまとめたもの]

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

東京都	×	設置の予定はない。未定。 都23区内では、東京都監察医務院があるため、検案及び解剖は全て東京都監察医務院が行っている。今後、東京都において大災害発災時、23区の会員においても検案業務を行うことが必須と考えられる。 また、各警察署に協力している医師は、産業医及び被疑者の診療を担っていることが多く、その意味でもこういった組織をつくるべきであると思料いたします。	—	—	—	32名				二	ハ	[有]	・多摩地区医師会	(※多摩・島しょ地域の検案業務に対して) ・検案1件につき、平日：34,738円、休日・土日：43,424円、GW：52,111円、年末年始：69,477円	・死亡・後遺障害保険：1億円、入院保険金：日額3万円、手術保険金：日額30万円or15万円、通院保険金：日額2万円(多摩・島しょ地域)	[有]	・年1回、多摩検案医連絡会を開催しており、そこには警視庁及び東京都担当部署も参加している。
神奈川県	◎	神奈川県警察医会	51	[無]		10名	8名	80.0%		ハ	ハ	不明	・医師会としては作成していないが、県警では今までの実績から、ある程度把握している	・文書料として、医師が金額を決めて2万円から4万円を遺族に請求している。 ・警察からはケースにより立ち会い料として3000円支給。ただしすべてのケースではない。	・補償はない。	[有]	・神奈川県警察医会と県警において不定期に開催。医務嘱託医、産業医の処遇が議題の中心となっている。 ・また、強制採尿については、医療保険の点数に準じた料金を決めているが、強制採尿の器具は医師が持参し経費も自己負担となっている(強制採尿は年間数件程度)
新潟県	×	設置の予定はありません。 (※新潟県警察医会が組織されており、県医師会長が顧問を務めている。また、県警察医会長が本会の医療安全対策委員会の委員として参画されており、両会の連携が図られている。)	—	—	—	(回答なし)				口、ハ	ハ	不明		・不明	・不明	[無]	
富山県	×	すべて未定	—	—	—	33名	0名			ハ	口	[有]	・県警察医会	(回答なし)	(回答なし)	[無]	
石川県	◎	石川県医師会警察協力医会	106	[有]	併存	42名	38名	90.5%		イ	イ	[有]		・月額7,200円(嘱託医) ・休日、夜間、腐敗、損傷の著しい遺体の場合1体3,000円	・嘱託医：議会の議員その他の非常勤の職員に関する公務災害補償に関する条例を適用(死亡、後遺障害2,500万円入院日額10,000円「180日限度」)	[無]	・当該議題のみでの協議会は設けていないが、連絡・連携は図られている。
福井県	×	未定	—	—	—	62名	0名	0.0%		ハ	口	[無]		・一体あたり、3,000円	・「福井県議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に規定する"その他非常勤職員"として公務災害補償の対象となっている。	[無]	
山梨県	◎	山梨県警察医会	73	[有]	併存	73名	73名	100.0%		ハ	イ	[有]	・山梨県警察本部刑事部捜査第一課	・一体あたり3,086円	・なし。	[無]	
長野県	◎	警察の業務に協力する長野県医師の会	97	[無]		不明				ハ	ハ	[無]		・1回あたり3,000円(謝金)	・把握していない。	[無]	

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

岐阜県	◎	岐阜県法医等三師会・警察連絡協議会	(回答なし)	[無]		60名			イ	イ	[有]	・警察	・1体5,000円 ※深夜・休診日は8,000円	・死亡・後遺傷害保険金額：5000万円 ・入院保険金日額：15,000円 ・通院保険金日額：10,000円	[有]	・「岐阜県医師会・岐阜県警察本部連絡協議会」(毎年1回開催) 前述の「法医等三師会・警察連絡協議会」の設立目的が死体検案への協力と限定的であること、また医師会と警察は検案以外にも密接に関係していることから、互いに理解・協力し合い、安全で安心な社会づくりに寄与するため平成20年7月に設立された。
静岡県	×	(※県医師会と県警察協力医会との連携がもたれている。)	—	—	—	154名	75名	48.7%	ロ	イ	[有]	・県警本部捜査第一課内 静岡県警察協力医会事務局	・一体につき、3,000円	・ありません。	[有]	・夜間の検案の場合の処置(朝方まで、警察もしくは発見場所(自宅)にて保管)
愛知県	◎	愛知県医師会警察部会	10,082	[有]	一本化	163名	162名	99.4%	イ	イ	[有]	・医師会で更新。情報は双方で共有。	・本会で基準を制定していない。	・協力援助者災害給付金、協力援助見舞金により年金または一時金が支払われる。	[有]	・年1回開催
三重県	◎	三重県医師会警察医・検案医委員会	22	[有]	一本化	43名	6名	14.0%	イ	イ	[有]	・医師会と警察の両方	・報酬額 0円	・条例で定められている(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)。	[無]	
滋賀県	×	(※部会は設置していないが、警察協力医検案委員会にて警察を交えた協議を年2回開催。)	—	—	—	不明			ハ	ハ	不明		・謝金のみ(3,500円程度)	・不明	[無]	
京都府	○	警察活動に協力する医師との連絡調整会議	(回答なし)	[有]	併存	33名	33名	100.0%	ハ	イ	[有]	・京都府警本部	・不明(医師会には公開されない)	・不明(医師会には公開されない)	[有]	・京都警察医会と京都府警の間で警察医の身分保障の件で協議してきたが、現段階では明文化されていない。
大阪府	◎	府医救急災害医療部検案支援委員会 大阪府警察医会	会員による	[有]	併存	130名	130名	100.0%	イ	イ	[有]	・大阪府警察医会	・1回執務3,000円(検案書作成は別途遺族)	・非常勤職員の災害補償に関する条例による	[無]	
兵庫県	○	兵庫県医師会臨床警法医会	9,083	[有]	併存	94名	94名	100.0%	ニ	ハ	[有]	・兵庫県医師会死体検案認定医として名簿管理	・個別に遺族に請求(文書料3,000円のみ~検案料総額50,000円まで様々)	・規定なし	[無]	・本会警察医委員会で、協議することがあることと、会員医師の死体検案に関する現状を把握すべく、本会全会員を対象に死体検案に関するアンケートを実施し、現在集計中で、集計結果を県警にも報告の上、待遇、身分保障等についても今後協議していく。
奈良県	◎	奈良県医師会警察医委員会	115	[有]	(回答なし)	35名		90.0%	ハ	(回答なし)	[有]	・奈良県医師会警察活動協力医師名簿	・一体あたり3,000円	・県警で傷害保険に加入、死亡補償金1,800万円、傷害補償、入院10,000円、通院5,000円	[有]	

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

和歌山県	×		—	—	—	21名			ハ	イ	[有]	・警察	・謝金 1体あたり3,000円	・公務災害の対象	[無]	
鳥取県	×	未定	—	—	—	(回答なし)			ニ	ハ	[無]		・1体あたり3,000円	・死亡保障600万円、入院日額6,000円、通院日額2,000円	[無]	
島根県	○	島根県医師会警察協力医部会	1,112	[有]	一本化	17名	17名	100.0%	ロ、ハ	ロ	[無]		・1体あたり3,000円	・死亡後遺障害1,100万円 ・入院6,000円 ・通院4,000円	[無]	
岡山県	◎	岡山県医師会警察医部会	33	[有]	併存	100名	100名	100.0%	ハ	ロ	[有]	・警察	・3,000円	(回答なし)	[有]	・警察協力医会理事会で協議している
広島県	○	広島県医師会警察連絡委員会	18	[有]	一本化	1,900名 (※年間の検視のべ回数を もとに記入。)	不明		イ、ハ、ニ	ハ	[有] [無] 不明	・各警察署 ・郡市区医師会によって方法が異なる。	・基準は定めていない。	・1事故及び保険期間中の支払限度額は1,000万円(免責なし)	(回答なし)	・郡市区医師会によっては協議の場を設けている。
山口県	◎	山口県医師会警察医会	2,557	[無]		44名	42名	95.5%	ハ	イ	[有]	・警察が管理、更新し県医師会に提供	・平均して1体あたり3,000円(謝金)	・県警で協力医を対象とした団体傷害保険に加入している。 ・1日最大10名までで、検案時の傷害事故に対応。 死亡・高度障害：最大600万円、入院日額：6,000円、通院日額：2,000円	[無]	
徳島県	○	徳島県警察協力医委員会 (※大規模災害への対応が中心。)	8	[有]	併存	200名 (※名簿登録の人数。実働は不明。)	7名	3.5%	ハ	ロ	[有]	・警察	・1体あたり35,000円～70,000円(※遺族から受けとる報酬額であり警察からの謝金額は不詳。)	・警察の規程	[無]	
香川県	◎	香川県医師会警察医会	43	[有]	一本化	11名	9名	81.8%	ハ	ハ	[有]	・香川県医師会警察医会	・1体あたり3,000円 ・増額事由に該当した場合+2,000円	・傷害・死亡・行為障害2,000万円 ・障害入院日額6,000円 ・障害通院日額3,000円	[有]	・総会等で協議をしているが、身分保障の適応範囲等詳細の事項で協議中である。
愛媛県	△	設置予定です。	—	—	—	34名			ニ	イ	[有]	・警察および警察医会	・1体あたり3,100円	・普通傷害保険の加入あり ※嘱託医、協力医が該当(死亡・後遺障害1,200万円、入院日額6,000円、通院日額3,500円)	[無]	
高知県	◎	高知県医師会警察協力医連絡協議会	11	[有]	併存	48名	11名	22.9%	ハ	ロ	[有]	・警察	・1体あたり3,000円	(回答なし)	[無]	
福岡県	◎	福岡県警察医会	64	[有]	併存	152名	47名	31.0%	ハ	ハ	[有]	・福岡県警察医会	・2500円、時間外の場合3300円	・福岡県警にて傷害保険に加入している	[有]	
佐賀県	△	今年度中の設置を目標としている。(※委員会は設置しているが、部会設置は次年度以降の見込み。個々の警察医との連絡体制はとられている。)	—	—	—	50名			ロ	ロ	[有]	・警察(※医師会と共有。)	・1体あたり3,000円 ・高度腐敗、深夜、遠隔地等の際は5,000円	・交通事故を含む各種事故等 ・死亡：2,500万円 ・入院(日)：8,000円(退院日は5,000円)	[無]	

都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」の設置・活動状況等の概要

長崎県	◎	長崎県医師会警察活動に協力する医師の部会	3,325	[有]	併存	41名	41名	100.0%	ハ	イ	[有]	・長崎県警	・1体3,000円	・送迎は、基本的に警察車両で行う。補償は設定されていない。	[無]	
熊本県	◎	熊本県医師会警察協力医部会	1,300	[有]	一本化	100名	100名	100.0%	ハ	イ	[有]	・警察が管理	・立会い医師が、自身の医療施設以外に出向いて検案を行った場合（遺体発見現場や警察署霊安室等）は1体3,000円 ・深夜や休診日、特別な遠隔地や気象条件、著しい腐乱や損傷死体の場合は、加給金（2,000円）が加算	・死亡時、傷害時ともに、一人あたり上限3,000万円	[無]	
大分県	×	（※大分県警察医会があり、警察との連携、情報交換等が密に行われている。）	—	—	—	（回答なし）			（回答なし）	（回答なし）	不明		・分かりません。	・分かりません。	[無]	
宮崎県	○	警察活動に協力する医師の部会（仮称）	126	[有]	併存	31名		35.0%	ハ	ハ	[有]	・県警察医会名簿を作成して、県警に提供	・県警察本部から1体あたり3,000円支払われる。	・一切の補償はなし	[無]	
鹿児島県	◎	鹿児島県医師会警察協力医会	398	[無]	（回答なし）	43名	32名	74.4%	ロ	イ	[有]	・鹿児島県警	・30分未満：1,500円 ・30分以上90分未満：3,000円 ・90分以上：6,000円	・なし。	[有]	・不定期ではあるが、以前から県警と話し合いの場を設けており、課題があれば、その都度協議を行っている。検視立会いの報酬についても県警と協議し、平成20年4月に改定を行った。
沖縄県	○	沖縄県医師会警察医部会	39	[有]	一本化	33名	33名	100.0%	イ	イ	[有]	・沖縄県警察本部	・1体当たり：ご遺族から検案料20,000円 県警から死体調査等立会い謝金3,140円 合計23,140円	・なし。	[無]	

警察活動に協力する医師の部会の取組み、警察の検視立ち会い業務等について、都道府県医師会から寄せられた課題、改善に向けた要望、提案等（抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・検死の時間については改善されたが、検死の報酬については現行 3,000 円（1 体につき）。これでは後任がついてこない！！産業医、学校医並みに考えてほしい！！
<ul style="list-style-type: none"> ・警察医の被継者不足（警察医の高齢化）
<ul style="list-style-type: none"> ・「協力」ではなく、「制度」としての「業務」となるように、法改正に向けての動きを提案していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・検案医の高齢化に加え、新たな登録検案医の確保が困難なこと。 ・検案の精度の確保。 ・すでに従事している医師には専門性の確保・向上、新たに携わっていただく医師を増やすためには、研修方法・内容・受講のしやすさのバランスが求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を迎え、家族や身寄りのない、または家族が遠方に住んでいる等の独居高齢者の死体検案の依頼が増加することが予想され、警察署の医務嘱託医や産業医、協力医の協力が不可欠であるが、死体検案への意識づけも必要となってくるので、日医を挙げて死体検案の普及を図っていただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・警察活動に協力する医師の絶対数が限られており、あわせて高齢化が進んでいることから、後継者不足が喫緊の課題である。また、警察からの検視の依頼が診療時間中であったり夜間であったりして、通常業務に影響を及ぼす割には報酬額が少ないという声がある。報酬額を全国統一することは難しいが、基準となるような金額を示していただければ、都道府県警と協議する際に参考になると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁から県警に対して県医師会との部会設立に向けて協議する場を作るように強く指示してほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・県単位での研修会の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・若手会員医師への検視検案等の警察に協力する活動についての宣伝や啓発の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・県警察協力医会に所属し、警察の検視立ち会い業務に協力する医師の高齢化が進んでおり、新たに協力をいただける医師の確保が喫緊の課題となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な警察医に対する業務内容並びに待遇の統一・改善。
<ul style="list-style-type: none"> ・検視立ち会いの際の報酬や補償について、方向性を示す指針があれば助かる。
<ul style="list-style-type: none"> ・待遇、身分保障の確立
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み警察医の確保が難しい。特に過疎地域ではその傾向が強い。安価な読影料で画像診断ができる機構を作ってほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・特に大きな問題点に直面しておらず、大学の Ai システムも充実しているので、死因究明に大いに役立っている。ただ、Ai あるいは解剖になった場合、その結果の報告がない場合が多いので、警察に働きかけて欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・郡市によっては検案を引き受ける医師が不足しており、確保に苦慮している。輪番制を設けた郡市もある。 ・日本医師会として、検視立ち会い業務に係る報酬の目安を示してほしい。

<ul style="list-style-type: none"> ・日本医師会が統括するようになってから、事業予算を持たない団体となっており、研修会を行ったり、検案のための物品を調達する費用がない。県医師会で負担することには限界があり、今後運営のための費用補助をご検討いただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・部会－講演会等を東京以外でも開催して欲しい。診療を休んだ上、旅費・交通費・宿泊費を負担しての参加は難しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・医師が関わる性犯罪者については警察と医師会で一元管理をして頂きたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、死体検案研修会などを、定期的に、内容を工夫しながら、年に複数回行ってほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・検視検案に携わる医師への報酬、その業務中における万一の事故等に対する補償を整備しないことには、なかなか警察活動への協力する医師の拡がりに繋がっていかない。また、死因究明等推進基本法が施行されているにも関わらず、未だに本県では県福祉保健部主導での「死因究明等推進協議会」が未設置のため、特に大規模災害発生時の対応が懸念される。今後、在宅死の増加が見込まれる中、救急搬送時にかかりつけ医以外による検案が実施される等の課題も多い。
<ul style="list-style-type: none"> ・法医学教室での検査機器等の充実も要望したい。
<ul style="list-style-type: none"> ・A i 実施の金額が医療機関ごとで異なっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・死体検案研修会に、テレビ会議で参加できるようお願いしたい。

死因究明等推進計画（案）に掲げる施策について（見え消し）

No.	基本的施策	左記の基本的施策に対応する次期推進計画上の施策（概要）（案）	【ご参考】第3回検討会における指摘事項・論点等 ※委員敬称略
1	死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）	<p>(1) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組の継続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省） ○国公立大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大（文部科学省） ○死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発。その結果を関係大学に紹介することによる人材育成の促進（文部科学省） ○モデル・コア・カリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の周知徹底（文部科学省） ○臨床研修病院等に対する、臨床研修における死因究明に関する到達目標の周知徹底（厚生労働省） ○死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び技術向上（厚生労働省） ○死体検案研修（基礎）的な検案に関する研修会への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホームページ等で提供（厚生労働省） ○異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省） ○都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに死体検案研修等に対する警察における事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁） ○都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁） ○検査や解剖結果について、の検案や読影を行ったする医師へ、捜査に支障の生じない範囲で提供の還元方法について検討（警察庁、海上保安庁） ○死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省） ○小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして結果、死亡時画像診断の有用性等を検証し、5年後を目途に検案する医師の参考となるマニュアルを作成し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省） ○死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁） ○解剖結果の死亡時画像読影医への還元方法について検討（警察庁、海上保安庁） ○国公立大学を通じた歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充（文部科学省） ○歯科大学学長・歯学部学長会議等における関係団体と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る研修会の開催の実施について各大学へ要請（文部科学省） ○都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する警察における事例紹介等の協力研修・訓練の標準的な内容を示した指針の作成（警察庁、海上保安庁） ○都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁） ○各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部学長会議等において周知（文部科学省） ○医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係る教育事例方法等の具体案等について全国薬科大学長・薬学部学長会議等において各大学への積極的な紹介 薬学部における死因究明等に係る教育事例等について各大学への積極的な紹介（文部科学省） ◎死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等における周知（文部科学省） 	<ul style="list-style-type: none"> ○法医学の医師がいなくなってしまうことがないよう、底上げをする施策が必要であり、交付金ではなく補助金のような形で施策を検討してもらいたい（今村知、p 4） ○歯科のモデル・コア・カリキュラムの検討の場に、歯科法医学の専門家を選定委員として加えてほしい（テーマ別ミーティング、p 9） ○解剖医が少ないことについて、警察から都道府県の衛生部局に危機意識を伝えるとか、文部科学省から国立大学に働き掛けることが必要ではないか（テーマ別ミーティング、p 10） ○薬学教育のモデル・コア・カリキュラムや薬剤師国家試験の関係も検討すべき（久保、p 11） ○歯科医師が死体を検案することの法的根拠の整理をしっかりとってほしい（都築、p 15）
	<p>< 凡例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○：前回計画と同様の施策 ◆：再掲 ◎：新規施策（赤字） 	<p>(2) 警察等の職員の育成及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検視官等に対する教養（研修）の内容の充実（警察庁） ○警察の全国会議における発表等を通じた好事例、効果的な取組等に関する情報の共有（警察庁） ○法医学教室等における研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保安部署への配置の拡充（海上保安庁） ○鑑識官等に対する研修内容の充実（海上保安庁） ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに死体検案研修等に対する警察における事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁） ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する警察における事例紹介等の協力研修・訓練の標準的な内容を示した指針の作成（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁） 	
2	死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）	<ul style="list-style-type: none"> ◆◎国立大学における死因究明等に係る教育及び研究推進の拠点整備のための取組の継続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）（再掲） ◆国公立大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大（文部科学省）（再掲） ◆死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発。その結果を関係大学に紹介することによる人材育成の促進（文部科学省）（再掲） ◆国公立大学を通じた歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充（文部科学省）（再掲） ○全国医学部長病院長会議、歯科大学学長・歯学部学長会議等における死因究明等の重要性の周知（文部科学省） 	<ul style="list-style-type: none"> ○法医学教室の人員が1人、2人で教育が本当に可能なか。一定の教育をするためには最低限の人員は国立大であろうと私立大であろうと満たしていることが必要であり、大学に問題意識を持ってもらわないといけない（冢保、p 8） ○薬学教育の拠点化を進めるため、運営費交付金とか補助金による支援策を検討してもらいたい（久保、p 13）
3	死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第12条）	<ul style="list-style-type: none"> ○政府における死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制の構築、関連施策の総合的かつ計画的な推進、実施状況の検証・評価・監視 ○地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を要請（厚生労働省） ○地方公共団体に対し、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備を要請（厚生労働省） ○地方の関係機関・団体に対する死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けた協力の指示・要望（内閣府厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁） ○各地方公共団体の施策形成等の取組の参考指針となる指針マニュアルの策定・提示、各地方公共団体ごとの計画の策定の要請（厚生労働省） ◎各地方公共団体における検案・検査・解剖の実施体制等に関する実態調査の実施（厚生労働省） ◎地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省） ○日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁） ○日本歯科医師会による、全国的な歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方協議会について、各県の情報をホームページで一覧化するとか、各県の活動を活性化させるようなマニュアルを示したりすることを検討すべき（テーマ別ミーティング、p 9） ○地域間の格差に関して、実態把握がまずは必要（同上） ○公衆衛生上必要な解剖や検査を実施することができる仕組みを地方協議会で議論されるべき（同上） ○各県の中で完結しない場合、県境を越えた体制構築も考える必要がある（テーマ別ミーティング、p 10） ○例えば「地域間の格差の是正」とあるが、何が「正」なのか、あり得べき姿は何なのかについて議論すべき（久保、p 12） ○地方協議会において、何が問題なのかを把握して、PDCAサイクルのようなものが回っていくためにも、地域ごとの目標設定が重要（佐藤、p 21） ○それぞれの地域で事情が違うので、何を重点にするか、ここに行きますという目標があって、ここが足りないからこうしようという議論を地方協議会でしてもらいたい（久保、p 23） ○地方協議会において、地域の死因究明に関する情報を収集し、地方公共団体の状況を把握するような拠点になるというのは、一つの役割としてあり得る（野口、p 30）
4	警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）	<ul style="list-style-type: none"> ○今後見込まれる死者数の増加に対応すべく、一層効率的かつ効果的な検視官の運用について検討を実施検視官の臨場率の更なる向上を図るため検視官の運用の見直し等の必要な措置を実施、検視官が臨場できない場合における検視支援装置の整備（警察庁）【P】 ○司法解剖経費及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費について日本法医学会と調整しながら必要な検討を実施（警察庁） ○必要な薬毒物定性検査を迅速かつ確に実施するための科学捜査研究所の体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁） ○死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁） ○死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警察庁、海上保安庁） ○身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運用、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築（警察庁） ○身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定が適切に実施できるように鑑定体制を整備（警察庁） ○検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化の検討（法務省、警察庁、海上保安庁）【P】 	

5	<p>死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第14条）</p>	<p>（１）検案の実施体制の充実 ◆日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）（再掲） ◆死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び技術向上（厚生労働省）（再掲） ◆死体検案研修（基礎）的な検案に関する研修会への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホームページ等で提供（厚生労働省）（再掲） ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲） ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を撮影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）（再掲） ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲） ◆検査や解剖結果について、の検案や撮影を行ったする医師へ、捜査に支障の生じない範囲で提供の還元方法について検討（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして、死亡時画像診断の有用性等結果を検証、5年後を目途に検案する医師の参考となるマニュアルを作成し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省）（再掲） ○検案書発行料等の費用負担の在り方の検討についてこれまでの検討結果のとりまとめ、地方公共団体への還元、引き続き研究を推進（厚生労働省） ○「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についての研究の推進、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体の検討様式の見直し、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の実現に向けた検討（厚生労働省） ○検案医が法医に相談することができる体制の構築（厚生労働省） ○地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）</p> <p>（２）解剖の実施体制の充実 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲） ○死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援（厚生労働省） ◆検案に際してにおいて必要とされた検査・解剖を明らかにするための研究の推進について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲） ○地方に対し、必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討を要請、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援の実施 ○監察医の在り方について検討（厚生労働省） ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）</p>	<p>○検案する医師の補償の根拠が都道府県によってバラバラなので、国としてルールを統一できないか議論すべき（今村聡、p5） ○検案1体当たりの費用の基準を国で示せないか（テーマ別ミーティング、p10） ○検案医の資格制が考えられないか（同上） ○検案医の処遇に関しては、学校医の制度等を参考にもう少し改善する余地があるのではないか（同上） ○在宅死に関して、死体検案講習会の充実や訪問看護との連携を進めるべき（佐藤、p11） ○検案医のなり手がいない中で、ハードルだけ高くしても仕方がないので、インセンティブをつけた上で資格化する形とすべき（今村聡、p13／近藤、p14） ○在宅死で、実際に持病の薬を出している医者が最後まで診るのだとすれば、検案ではなくて看取りなので、診療報酬での対応も可能になるのではないか（佐藤、p28）</p> <p>○公衆衛生的な解剖をどうやって増やしてか考えるべき（近藤、p31）</p>
6	<p>死因究明のための死体の科学調査の活用（法第15条）</p>	<p>（１）薬物及び毒物に係る検査の活用 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲） ◆死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援（厚生労働省）（再掲） ◆検案に際してにおいて必要とされた検査・解剖を明らかにするための研究の推進について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲） ○薬毒物検査の実施に必要な標準品を提供することを可能とする仕組みの検討（厚生労働省） ◆必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）（再掲） ○簡易検査キットを用いた予試験の徹底や複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実、必要な定性検査の確実な実施（警察庁） ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲） ◆必要な薬毒物に係る定性検査の確実な実施（海上保安庁） ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）</p> <p>（２）死亡時画像診断の活用 ◆地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）（再掲） ◆死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援（厚生労働省）（再掲） ◆検案に際してにおいて必要とされた検査・解剖を明らかにするための研究の推進について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲） ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を撮影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）（再掲） ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして結果、死亡時画像診断の有用性等結果を検証、5年後を目途に検案する医師の参考となるマニュアルを作成し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省）（再掲） ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲） ◆死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）</p>	<p>○薬毒物検査について、全ての都道府県での整備が難しいので、地域ごとの視点の整備も念頭におくべき（テーマ別ミーティング、p10） ○実際に検査をする上で必要な薬物の標準品の入手方法として、国立医薬品食品衛生研究所の標準ライブラリの活用について検討すべき（久保、p11） ○公衆衛生目的での検査ができるような体制の整備が必要（中山、p11） ○薬物検査用の装置について、各県で、科捜研以外の大学や解剖施設である程度揃える必要はある（近藤、p16）</p> <p>○死因究明用のCT等を各都道府県に1つは設置してもらう必要があるのではないか（テーマ別ミーティング、p10） ○画像診断医についての補償（※ママ）や処遇を考える必要があり、地方協議会には放射線技師や放射線医に入ってもらって議論に参画してもらうことが必要（同上） ○CTを撮影する施設を県の囃託機関みたいな形にすればより協力が得られるのではないか（久保、p12） ○身元確認のための画像検査も論点に入れてもらいたい（都築、p20）</p>
7	<p>身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第16条）</p>	<p>◆日本歯科医師会による、全国的な歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）（再掲） ◆身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運用、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築（警察庁）（再掲） ◆身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定が適切に実施できるように鑑定体制を整備（警察庁）（再掲） ○大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進める。（警察庁） ○歯科診療情報の標準化のための事業を実施、電子カルテ等に必要な情報提供機能を搭載できるよう周知及び支援を実施、災害時に歯科診療情報が消失した際に備えるためのバックアップを推進する方策の在り方について検討電子カルテ等に歯科診療情報の標準化に必要な口腔診査情報標準コード仕様を実装できるよう周知等を実施、口腔診査情報標準コード仕様等の歯科診療情報による身元確認に活用できるデータベースの構築について検討を実施（厚生労働省）</p>	<p>○口腔診査情報標準コード仕様について、歯科クリニックで多く導入されているレセコンでできる範囲で進めていくことがまずは必要で、可能であれば画像データのシステムとの紐付けにすべき（テーマ別ミーティング、p9） ○データベースの法的な問題の検討が引き続き必要（同上） ○多数遺体のデータベースを検索して個人を特定するスクリーニングに用いるときに法律的な整備が必要ということについて、この検討会で検討を進めていただきたい（柳川、p14）</p>
8	<p>死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第17条）</p>	<p>（１）死因究明により得られた情報の活用 ○死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報（警察庁、海上保安庁） ○異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例をデータベースに収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用、製品事故等の社会的問題を発見した場合の関係行政機関への速やかな連絡（厚生労働省） ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲） ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに死体検案研修等に対する警察における事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）（再掲） ◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する警察における事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆検査や解剖結果について、の検案や撮影を行ったする医師へ、捜査に支障の生じない範囲で提供の還元方法について検討（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆解剖結果の死亡時画像撮影医への還元方法について検討（警察庁、海上保安庁）（再掲） ◆「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についての研究の推進、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体の検討様式の見直し、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の実現に向けた検討（厚生労働省）（再掲） ○子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組みについて検討（厚生労働省）</p> <p>（２）死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進 ○司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等について、捜査への影響等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を実施（警察庁、法務省、海上保安庁） ○犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等に対し丁寧な説明を実施（警察庁、海上保安庁） ○解剖結果等の専門的知識を要する事項について、解剖を行った医師等に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応を実施（警察庁、海上保安庁） ○死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにより、解剖結果等の専門的知識を要する事項について医師が説明すべき旨を追記し医師会等を通じて周知（厚生労働省）</p>	<p>○データベースには、なるべく多くのデータが含まれるようにする必要がある（中山、p11） ○今村知明委員の「死亡診断書と死体検案書に分類した集計」という意見は、死亡診断書が電子化されれば、こだわるものではないとされており、2つに分ける必要はなく、電子化すれば同時に解決する問題（今村聡、p25） ○現状の統計で、自宅死が異状死かどうか分けられないのであれば、分けて把握できるような仕組みにしてほしい（佐藤、p26） ○死亡診断書と死体検案書の様式を一緒にしたときに、犯罪死の見逃しとか在宅死の問題をどうするかということも議論した上で行わないといけない（久保、p28） ○死亡診断書の電子化には賛成だが、電子化までの時間を考えると、まずは死亡診断書と死体検案書を分けて集計できるようにすべき（今村知、p29）</p>
9	<p>情報の適切な管理（法第18条）</p>	<p>○死因究明等により得られた情報について、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して、適切に管理されるよう、ルールの作成、取り扱う者への周知徹底等、必要な施策を実施（関係省庁）（P）</p>	<p>○3年ごとの見直しをどういう指標で行うのか見えてこないで、どのようなデータをどう組み合わせたらということが分かって、それをどういう点から評価しないといけないのかという議論が必要。そういう体制、仕組みづくりから入っていく段階かと思った（野口、p24）</p>